

大町市の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の
一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格

(平成6年告示第66号)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、大町市の発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務の委託の一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を次のように定め、平成2年大町市告示第35号は廃止する。

(競争入札参加資格の申請に必要な要件)

第1 建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務(以下「建設コンサルタント等の業務」という。)の競争入札に参加する資格(以下「入札参加資格」という。)の申請をすることができる者(共同企業体(2又は3の建設業者が一の場所において行われる建設工事を共同して請負って、かつ共同施工する企業体をいう。第5第1項において同じ。)にあっては各構成員)は、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるすべての要件に該当していなければならない。

建設 工事 の 申 請	<p>(1) 入札参加資格審査の申請をする日(以下「申請の日」という。)現在において、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。</p> <p>(2) 次に掲げる入札参加資格申請の区分に従い、当該区分に定める法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査の結果について、法第27条の29第1項に規定する総合評定値(以下「総合評定値」という。)の請求をしていること。</p> <p>ただし、アにおける総合評定値の基準の日(イにあっては、当該申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の終了する日)以降申請の日までの間に、営業譲渡、会社の合併、会社の分割、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続の開始決定又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続の開始決定若しくは更生計画の認可により当該期間内の日を基準とする総合評定値を請求している場合にあつては、当該総合評定値の請求をもってこれとみなす。</p> <p>ア イ以外の入札参加資格申請 申請の日の属する年度の10月1日(以下「資格審査基準日」という。)が属する事業年度の直前の事業年度の終了する日を基準とする総合評定値の請求</p> <p>イ 第2第2項に規定する一般競争入札に係る入札参加資格申請 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の終了する日を基準とする総合評定値の請求</p> <p>(3) 入札参加資格を希望する建設工事の種類について前号の事業年度の終了する日の直前2年間の各事業年度に完成工事高があること。ただし、市長が適当と認めた者についてはこの限りでない。</p> <p>(4) 市税(大町市に納税義務がある場合に限る。)並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。</p> <p>(5) 大町市暴力団排除条例(平成24年条例第13号。)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。また、大町市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領別表第3に掲げる措置要件に該当しないこと。</p> <p>(6) 申請の日現在において、健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条の規定による届出の義務を履行していること(届出の義務がない者は除く)。</p>
-------------------------	--

建設 コン サル タ ン ト 等 の 業 務 の 申 請	<p>(1) 次に掲げる業務の業種の区分に従い、当該区分に定める要件を満たしていること。</p> <p>ア 測量 資格審査基準日及び申請の日において、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること。</p> <p>イ 建築コンサルタント 資格審査基準日及び申請の日において、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録を受けていること。</p> <p>ウ 建設コンサルタント 資格審査基準日及び申請の日において、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第5条の規定による登録を受け、又は建設コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門のいずれかの部門に該当する技術士、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）又は認定技術管理者を有していること。都市計画及び地方計画部門については、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けている者で、当該免許を受けた後、都市計画及び地方計画部門に係る業務に関し5年以上の実務経験を有する者も認める。</p> <p>エ 地質調査 資格審査基準日及び申請の日において、地質調査登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第5条の規定による登録（以下「地質調査登録規程による登録」という。）を受け、又は建設コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門のうち地質部門若しくは土質及び基礎部門に該当する技術士若しくはRCCM、地質調査登録規程による登録の要件として認められた地質調査に関し15年以上の実務経験者若しくは地質調査技士を有していること。</p> <p>オ 補償コンサルタント 資格審査基準日及び申請の日において、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第5条の規定による登録（以下「補償コンサルタント登録規程による登録」という。）を受け、又は補償コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門に該当する補償業務管理士、補償コンサルタント登録規程による登録の要件として認められた補償業務に関し7年以上の実務経験者若しくは補償業務管理者を有していること。</p> <p>(2) 建設コンサルタント等の業務の営業年数が、資格審査基準日の前日まで引き続き1年以上経過していること。</p> <p>(3) 入札参加資格を希望する建設コンサルタント等の業務の業種について、資格審査基準日の属する年度の直前1年間の事業年度において業務実績があること。ただし、市長が適当と認めた者についてはこの限りでない。</p> <p>(4) 市税（大町市に納税義務がある場合に限る。）並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。</p> <p>(5) 大町市暴力団排除条例（平成24年条例第13号。）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。また、大町市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領別表第3に掲げる措置要件に該当しないこと。</p>
--	---

(競争入札参加資格審査の実施)

第2 定期に行う資格審査は、2年に1回行うものとする。

2 一般競争入札に係る入札参加資格申請及び特定建設工事共同企業体（建設工事の種類・規模等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事ごとに結成する共同企業体をいう。以下同じ。）の入札参加資格申請については、随時、審査を行うものとする。

3 前2項に規定するほか、市長が必要と認める場合においても審査を行うことがある。

(建設工事の競争入札参加者の資格)

第3 建設工事の入札参加資格は、次の各号に掲げる事項について審査した結果に基づき、法第2条第1項に規定する建設工事の業種ごとに付与するものとする。

- (1) 法の規定に基づく経営事項審査の項目及びこれらについての結果
- (2) 工事経歴
- (3) 市の発注した工事の工事成績
- (4) 国又は長野県及び大町市による表彰の実績
- (5) 民間資格等を有する技術者数
- (6) 不誠実な行為の有無その他信用状態
- (7) ISO認証及びエコアクション21認証の取得状況
- (8) 市内居住者の雇用状況
- (9) 労働環境の状況
- (10) 市との災害協定の締結状況
- (11) 地域貢献の実績
- (12) 労働福祉の状況
- (13) その他市長が必要と認める事項

(建設コンサルタント等の業務の競争入札参加者の資格)

第4 建設コンサルタント等の業務の入札参加資格は、次の各号に掲げる事項を審査した結果に基づき、測量、建築コンサルタント、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの5種類の業務について、それぞれ認定するものとする。

- (1) 資格審査基準日及び申請の日における登録状況
- (2) 資格審査基準日の属する事業年度の直前の事業年度における自己資本額及び業務実績金額
- (3) 業務経歴
- (4) 資格審査基準日における技術職員
- (5) 営業年数
- (6) 不誠実な行為の有無その他信用状態
- (7) その他市長が必要と認める事項

(競争入札参加資格審査申請)

第5 建設工事の入札参加資格を得ようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書(共同企業体にあつては、共同企業体入札参加資格審査申請書)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、共同企業体にあつては、第2号、第5号及び第6号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 総合評定値通知書(法第27条の29第1項の規定による通知に係るもの)の写し又は総合評定値請求書(法第27条の29第1項の規定による請求に係るもの)の写し及び経営状況分析結果通知書(法第27条の25の規定による通知に係るもの)の写し(共同企業体にあつては、構成員ごとに添付すること。)及び経営事項審査の審査基準日の直前2年間の各事業年度における工事種類別工事経歴書の写し
- (2) 建設業許可証明書
- (3) 資格審査基準日の属する年度の市税の納税証明書又は未納の額がないことについての証明書。(大町市に納税義務がある場合に限る。)
- (4) 資格審査基準日の属する事業年度の直前の事業年度における消費税及び地方消費税の納税証明書
- (5) 法人にあつては、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書、個人にあつては、後見

登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び復権を得ない破産者でない旨の市町村又は特別区の長の証明書

- (6) 社内規則又は委任状（法第3条第1項の規定により許可を受けた者の主たる営業所以外の営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限る。）
- (7) 大町市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。また、大町市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領別表第3に掲げる措置要件に該当しない旨等を誓約することを証する書類
- (8) 総合評定値通知書で健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること又は当該加入義務がないことを確認できない場合においては、加入していることを確認できる書類又は加入義務がないことを確認できる書類
- (9) 資格審査基準日直前4年間における国又は長野県による表彰状の写し
- (10) 民間資格等の資格者証等の写し
- (11) ISO及びエコアクション21認証の写し
- (12) 個人住民税特別徴収状況調書
- (13) 大町市消防団協力表示証の写し
- (14) 資格審査基準日の属する事業年度の6月1日現在で公共職業安定所に報告した障害者雇用状況報告書の控えの写し
- (15) 障がい者雇用状況調書
- (16) 地域貢献の実績調書及び実績を確認できるもの
- (17) 市内居住者の雇用状況調書
- (18) 共同企業体協定書の写し（共同企業体の場合に限る。）
- (19) 共同企業体構成員資格調書（共同企業体の場合に限る。）
- (20) その他市長が必要と認める書類

2 建設コンサルタント等の業務の入札参加資格を得ようとする者は、建設コンサルタント等の業務入札参加資格審査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1の表の建設コンサルタント等の業務の申請の項の（1）のアからオに掲げる登録に係る登録証明書（建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントにあつては、登録を受けている場合に限る。第6第2項第1号において同じ。）
- (2) 資格審査基準日の属する年度の市税の納税証明書又は未納の額がないことについての証明書。（大町市に納税義務がある場合に限る。）
- (3) 資格審査基準日の属する事業年度の直前の事業年度における消費税及び地方消費税の納税証明書
- (4) 法人にあつては、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書、個人にあつては、後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び復権を得ない破産者でない旨の市町村又は特別区の長の証明書
- (5) 大町市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。また、大町市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領別表第3に掲げる措置要件に該当しない旨等を誓約することを証する書類
- (6) 経営規模等総括表
- (7) 業務経歴書
- (8) 技術者一覧表及び技術者等経歴書
- (9) 社内規則又は委任状及び常駐する配置職員を記載した書類（主たる営業所以外の営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限る。）

(10) 資格審査基準日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（株主資本等変動計算書については、法人の場合に限る。）

(11) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の申請書の提出期間は、別に定める。

（競争入札参加資格の承継）

第6 入札参加資格があると認められた者（以下「有資格者」という。）の営業と同一性を失うことなく組織の変更が行われた場合若しくは包括承継が行われた場合又は建設業若しくは建設コンサルタント等の業務を譲り受けた場合は、市長の承認を得て、入札参加資格を承継することができる。

2 前項の規定により入札参加資格を承継しようとする者は、遅滞なく入札参加資格承継承認申請書に、営業の一切を承継したことを証する書類及び次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 建設工事にあつては建設業許可証明書、建設コンサルタント等の業務にあつては登録証明書

(2) 社内規則又は委任状（主たる営業所以外の営業所においても競争入札に参加する場合に限る。）

（変更届等）

第7 有資格者が次の各号の一に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡したときは、その相続人

(2) 法人が破産により解散したときは、その破産管財人

(3) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人

(4) 廃業並びに営業を停止及び休止したときは、本人（法人にあつては、その役員）

(5) 建設工事にあつては法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者に該当するに至ったとき、及び建設コンサルタント等の業務にあつては第5第2項第1号の登録を受けていない者に該当するに至ったときは、その本人（法人にあつては、その役員）

2 有資格者は次の各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく入札参加資格審査申請書記載事項変更届に、変更事項を証する書面を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 営業所の所在地

(2) 商号又は名称

(3) 代表者又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人
（補則）

第8 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則（平成6年告示第66号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年告示第89号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成19年告示第49号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成23年告示第10号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成 25 年告示第 1 号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成 27 年告示第 3 号）

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に改正前の告示の規定に基づき申請がされ、資格を認定された者については、平成 27 年 6 月末日まで従前の効力を有する。

附 則（平成 28 年告示第 212 号）

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に改正前の告示の規定に基づき申請がされ、資格を認定された者については、平成 29 年 6 月末日まで従前の効力を有する。